

北九州市黒崎地区活性化イベント補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、黒崎の中心市街地（ふれあい通りを含む）を拠点とし、黒崎地区の魅力向上及び活性化に寄与するイベントを実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより、商業の振興とまちの活性化を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業等（以下「補助対象事業」という。）は、黒崎地区の魅力向上及び活性化に資する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）黒崎中心市街地周辺の各広場・商店街（黒崎駅前ペDESTロリアンデッキ、ふれあい通り、黒崎商店街、曲里の松並木公園等）のいずれか1つ以上を含むこと。なおかつ他の会場も設ける場合は別図1に定めるエリア内とすること。
- （2）黒崎地区内外からの誘客が見込まれるイベントであり、補助対象事業に係る経費のうち別表1に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が200万円以上の規模であること。
- （3）初年度以降、引き続き合計3年度以上の継続が可能なイベントであること。
- （4）第8条に定める期日までに事業報告並びに事業収支決算報告ができること。
- （5）不特定多数の利益に寄与する目的のイベントであり、政治、宗教的活動を目的とするものではないこと。
- （6）他の公的団体からの補助金の交付又はその他の助成手段による助成を受けていないこと。

（補助金の交付対象者）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）北九州市内に活動の拠点を有する法人又は団体であること。
- （2）自らが事業主体となり、企画した事業等を完了するまで責任を持って遂行できること。
- （3）特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係ある団体ではないこと。
- （4）市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる者でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- （6）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の交付）

第4条 市長は、第1条の目的の達成に資するため、第2条に掲げる補助対象事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の交付は各事業年度ごとに行い、初年度以降、引き続き合計3年度を限度に継続して補助することができる。ただし各事業年度において補助金の交付を受けた場合であっても、翌年度以降の補助金の交付を必ずしも保証するものではない。
- 3 補助金の額は、各事業年度において、補助対象経費の合計額に別表2に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。ただし、補助金の額が別表2に定める上限額を超えるときは上限額。）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業に係るその他の収入がある場合は、まずその他

収入から補助対象外経費を減じ、なお残余がある場合は補助対象経費から当該金額を減じたものを補助対象経費とする。

5 補助事業の実施に当たっては、原則、市内事業者への発注を行うものとする。

6 補助金の交付時期は、第9条に定めるとおりとする。

（交付申請書の提出）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助事業の計画について市長と必要な協議を行なった後、別に定める補助金交付申請書に、市長が必要と認める書類を添付し、別に定める募集期間内に市長に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した前条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等については、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該市の機関等に到達したものとみなす。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の補助金の交付の可否について決定のうえ、その旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から20日以内もしくは事業年度3月10日のいずれか早い期日迄に、別に定める補助金実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、当該額を補助事業者へ通知するとともに、速やかに当該額の補助金を交付するものとする。

（変更または中止の申請）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更し、又は中止しようとするときは速やかに、別に定める補助金交付決定変更（中止）承認申請書を提出して市長の承認を得なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときはこの限りではない。

2 前項の規定による変更または中止の承認申請があった場合、市長は第7条に準じて決定の内容を審査し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより補助事業者に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
 - (7) 第2条に定める補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
 - (8) 第3条に定める補助金の交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
- 2 前項の規定は、第9条による補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合には、別に定める方法により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、別に定める方法により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の場合においては、市長は返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求できる。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第13条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別図1 第2条関係 2050まちづくりビジョン（黒崎地区）対象エリア内の
下図イベント実施エリア（赤枠内）



別表1 第2条関係

費目	内容
会場関係費	イベント会場の設営、運営に係る経費
広告宣伝費	事業の広告宣伝等にかかる経費
保険料	事業実施に必要な行事保険、スタッフ用損害賠償保険等
報償費	出演者等の謝金・謝礼等
事務費	文具等事務用品の購入費等
その他	その他事業実施に必要な経費で市が特に認めるもの

※補助決定の通知以前に行った契約行為その他経費の支出は、補助対象経費として認めない。

別表2 第4条関係

1 補助対象団体が実施した同一事業に対する 補助の回数（年度）	補助対象経費に対する 補助率（各事業年度）	補助金の上限額 （各事業年度）
1 回目（事業初年度）	1/2	10,000,000 円／年度
2 回目（事業2年度目）		
3 回目（事業3年度目）		